

水島高齢者支援センター分掌業務規程

(目的)

第1条 この規程は、業務執行規則第7条に基づき水島高齢者支援センターの業務分掌を定めることを目的とする。

(業務部門及び組織単位の業務)

第2条 水島高齢者支援センターの業務部門及び組織単位の所管業務の個別分掌は次のとおりとする。

(1) 地域包括支援科

- ア 高齢者、家族を中心とした地域住民に対する医療、福祉、介護および介護予防に関する相談活動及び記録、行政への報告に関すること。
- イ 社会福祉制度の活用手続き及び研究並びに教育、啓発、改善に関すること。
- ウ 地域の保健、医療、福祉の関係機関との連携に関すること。
- エ 介護保険給付管理請求事務及び記録の保管管理に関すること。
- オ 地域包括支援科に属する備品の管理に関すること。
- カ 組織活動、健康管理活動への参加と協力に関すること。
- キ 地域包括支援科職員の教育、指導に関すること。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、介護部長が行う。

附則

(施行期日)

この規程は2009年3月1日から施行する。

この規程は2012年4月1日から施行する。